

消防団員の準中型自動車運転免許の取得費用を 渋川市が補助します

< 概 要 >

渋川市消防団活動の円滑化を図るため、車両総重量3.5トン以上の消防車両の運転に必要な準中型自動車運転免許(以下「準中型免許」という。)を取得する消防団員(以下「団員」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

< 補助対象者の条件 >

- ①平成29年3月12日以降に取得した普通自動車運転免許を所持していること。
- ②準中型自動車運転免許、中型自動車運転免許または大型自動車運転免許を所持していないこと。
- ③準中型免許を取得した日から5年以上、団員として活動することを約束した誓約書を提出した団員であること。
- ④所属する分団の分団長が推薦した団員であること。

< 補助金の対象となる経費 >

教習所において準中型免許取得のために要する入所料金、適性検査料、教本代、学科料金、写真代、技能教習料金、修了検定料、終了証明書料、路上手数料、卒業検定料、卒業証明書料、仮免許学科受験料、仮免許交付手数料その他市長が認めた費用とする。
ただし、規定の技能教習時間を越えた費用については、除くものとする。

補助金申請の流れ

渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付申請を市に提出する

提出する書類は①「渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付申請書」②「自動車運転免許証の写し」③「誓約書」④「推薦書」⑤「教習所の教習費用の見積書等、経費が示されたもの」⑥「その他市長が必要と認める書類」の6種類です

(2)「渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付決定通知」を受け取り後、教習を始めてください

(1)市から「渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付決定通知」が送られます

渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金実績報告書を市に提出する

提出する書類は①「渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金実績報告書」②「取得した準中型自動車運転免許の写し」③「補助事業に係る領収書等の写し」④「その他市長が認める書類」の4種類です

・上記の書類は、教習終了後に準中型自動車運転免許を取得した日から30日以内に提出してください

市から渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付確定通知が送られます

渋川市消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金請求書を市に提出する

請求書提出の日から約1ヶ月ほどで補助金が支払われます